

議案第35号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年さいたま市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。)並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> とする。	(給与の種類) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。)並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 <u>及び期末手当</u> とする。
2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む。以下同じ。)並びに初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤	2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む。以下同じ。)並びに初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤

務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）並びに期末手当及び勤勉手当とする。

（手当及び手当相当報酬）

第6条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員に支給される手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、第2条第1項に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給することができる。

2 [略]

3 6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員（給与条例第27条第2項に規定する特定管理職員を除く。）に支給される期末手当及び勤勉手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。

務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）並びに期末手当とする。

（手当及び手当相当報酬）

第6条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員に支給される手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、第2条第1項に規定する手当（期末手当を除く。）を支給することができる。

2 [略]

3 6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員（給与条例第27条第2項に規定する特定管理職員を除く。）に支給される期末手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。

（さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 職員給与条例第30条第1項（教職員給与条例第26条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 職員給与条例第30条第1項（教職員給与条例第26条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>
---	---

(さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第23条 技能職員で会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、その額及び支給方法は、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第23条 技能職員で会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であるものの給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とし、その額及び支給方法は、職員及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。